

韓国の法廷通訳制度に関する 調査報告

大阪弁護士会会員

栗林 亜紀子
Kuribayashi, Akiyo

2014年7月に、ソウル地方法院(地方法院は日本地方裁判所に相当)及び大韓弁護士協会を訪問し、裁判官や弁護士、研究者から、韓国の刑事事件における法廷通訳制度についてお話を聞きした。日本の制度の現状¹⁾と比較しながらご一読いただければ幸いである。

1 大法院裁判例規の存在

韓国では、2004年に、日本の最高裁判所規則に該当する「韓国大法院裁判例規 通訳・翻訳及び外国人事件処理例規」(以下「例規」という。)が制定され、これが外国人被告人の刑事事件に関する通則となっている。制定後、既に3回改正が行われている。日本では裁判所内部に一定のルールが存在するようだが、公にされていない。まずこの点が、韓国と日本との大きな違いである。

例規6条以下には、通訳・翻訳人の指定や選定に関する規定がある。通訳・翻訳人名簿に登載されるためには、一定の欠格事由があるほか、各審級の法院が履歴書、資格証、面接等で能力を調査するものとされている。能力試験や資格制度は、現時点では存在しない。

通訳・翻訳料の算定基準を明示する10条²⁾、訴訟関係人に対し被告人のための配慮を求める11条、公判過程の録音について定める13条³⁾、通訳の正確性に対する異議について定める14条⁴⁾などが、特に注目される。

日本においては、裁判所から通訳・翻訳人に支払われる費用や報酬に関する基準は一切明らかにされていないのに対し、韓国では例規でその算定基準を明示している。また、日本においては、公判過程の録音は法律や規則に定めがなく、当事者が録音内容を確認するための手続も

1) 日本弁護士連合会「法廷通訳についての立法提案に関する意見書」(2013年7月18日)参照。

2) 例規第10条(通訳・翻訳料の算定基準)

通訳・翻訳人に支給する通訳・翻訳料は、次の基準により算定する。

1 通訳料は、実際の通訳に必要とされた時間を基礎に30分単位(30分ずつ切り、残った部分はこれを30分と見なす。)で算定し、最初の30分に対しては、70,000ウォン、以降、追加される30分に対しては、毎30分ごとに50,000ウォンを支給し、判決の宣告にのみ立ち会った場合は、その時間が30分未満のときには50,000ウォンを支給し、30分以上のときには上記の基準に従って支給する。予定された時間より手続が遅く進行されるなどの理由により、通訳人が法廷で待機することとなった場合、その待機時間を考慮して通訳料を増額することができる。

2 翻訳料は、A4用紙を基準(原文ではない翻訳文を基準として)として、一枚当たりの翻訳料を算定し、国語を外国語に翻訳する場合は、一枚当たり30,000ウォン、外国語を国語に翻訳する場合は、一枚当たり20,000ウォンを支給する。

3 裁判長は、通訳及び翻訳の難易度、通訳人及び翻訳人の専門性の程度又は通訳や翻訳のレベル等の事情を勘案して、通訳料及び翻訳料を適切に増減することができる。

4 裁判長は、第1号、第2号の基準を参考して、旅費、日当、通訳料、翻訳料等を包括した定額に定めることができる。

3) 例規第13条(公判過程の録音)

1 立会事務官等は、外国人被告人事件の審理過程中で通訳が行われる過程の全て又は一部を録音装置を使用して録音しなければならない。

2 第1項の通り録音を行った場合、その録音テープは刑事訴訟規則第39条の規定にもかかわらず、当該審級の判決が宣告されるときまで保管する。ただし、録音テープが調書の一部として引用された場合には訴訟記録の保存期間の間保管する。

4) 例規第14条(通訳に対する異議)

1 外国人被告人が通訳の正確性に対して異議を提起した場合、被尋問者が法廷にいるときには同じ内容の尋問と通訳を再度行い、被尋問者が在廷しなかったときには通訳人に録音テープを送り、該当する部分を再度通訳するようにし、公判調書の記載内容と一致するかどうか確認しなければならない。

2 第1項と同じ手順を行っても通訳の正確性を確認しにくいときには、別途通訳人を指定して鑑定を依頼しなければならない。

保障されていない。

2 法廷通訳問題への関心の高まり

韓国で法廷通訳制度について関心が高まったのは、2006年頃からである。農村部の男性のもとに中国やベトナムなどの外国から女性を迎える国際結婚が増加したこと、東南アジアからの外国人労働者が増加して外国人による犯罪が増えたこと、難民事件が増えたことなどにより、外国人が当事者となる裁判が増えたことが影響した。

2013年には、大法院の法院行政処(日本の最高裁判所事務総局に相当)が法廷通訳問題に関する研究プロジェクトを立ち上げ、研究者や弁護士らによって報告書がまとめられた。法廷通訳制度のさらなる改善が必要であるという認識は、法院をはじめ通訳人、弁護士、研究者ら共通のものである。

3 例規の運用状況

ソウル中央地方法院には、「外国人専担部」があり、外国人被告人の刑事案件の大半を同部が担当している。専担部では、例規の趣旨にのつとった訴訟手続が行われているという。

外国人事件はそのほとんどが国選事件であるため、結果として、外国人事件の弁護人はほとんど国選専担弁護士⁵⁾が担当している。

(1) 通訳人の選定について

裁判体ごとに、事務官などが名簿の中から適当な通訳人を選んで草案を作成し、裁判官がこ

れを決裁する。特殊な事件については、法院で能力が高いと把握されている通訳人にお願いするなどの配慮がされている。

なお、警察や検察はそれぞれ独自に通訳人リストを作成、保有している。

現時点では、法院の保有している通訳人の名簿は、弁護士会には開示されていない。

(2) 研修の実施状況

例規に基づき、裁判手続について学ぶ法学概論研修、裁判での決まり文句などについて学ぶ言語関連研修、通訳人倫理研修の3種類の研修が、法院の主催により行われている。

なお、通訳人倫理についてはガイドラインが存在し、法院行政処発行の「法廷通訳人便覧」にも記載されている。

(3) 録音の活用状況

例規10条に基づき、公判で行われる通訳はすべて録音されている。もっとも、通訳の正確性に疑義が生じて録音内容を確認したという事例はまだ報告されていない。

弁護人からの指摘や何らかのきっかけで法院が通訳の正確性に疑問があると考えた場合には、通訳のやり直しや通訳人の交代をさせるなどの対応をしているとのことである。

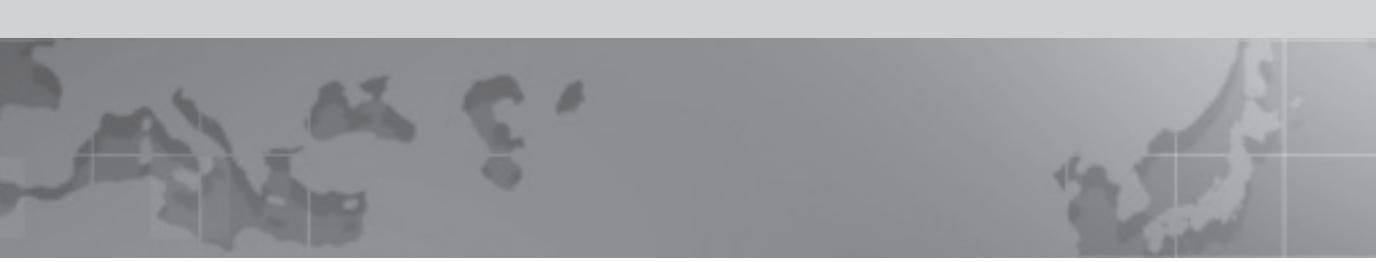
(4) 通訳人の複数選任について

現在は、複数選任を明記した条文等は存在しない。原則は1名の通訳人が通訳を行っており、複数選任の例はあまりないようである。

国民参与裁判⁶⁾でも、通訳人が複数選任されたという例は報告されていない。

5) 韓国において専ら国選事件を担当する弁護士。ただし、すべての国選事件を国選専担弁護士が担当するわけではなく、一般的の弁護士も国選事件を担当する。

6) 日本の裁判員裁判に相当する。韓国では、国民参与裁判対象事件であっても、被告人が希望しなければ国民参与裁判とはされない。外国人被告人が国民参与裁判を希望する例がそもそも少ないようである。



(5)通訳事件に関する配慮

高等法院通常部の裁判官からは、「法院としてはゆとりのあるスケジュールを組んでいる。質問も、短く区切って質問するように関係者に促す」との話を聞くことができた。

(6)通訳人の着席位置

法廷を傍聴したところ、通訳人は、裁判官の正面、証言台の横に着席し、被告人が証言台で発言するときは、通訳人は被告人の隣で通訳するということがわかった。日本の法廷では、通訳人は書記官の隣に着席するのに比べ、通訳人と被告人との距離が近いことが印象的だった。なお、被告人の着席位置は、日本と同様である。

4 通訳の正確性が問題となった事例等

単語の訳し間違いや、控訴期限の告知の訳し漏れ、通訳人自身の偏見が通訳内容に影響を与えてしまった事例、捜査段階の通訳の正確性が法廷において問題となった事例など、いくつかの事例をご紹介いただいた。日本と共通する問題であると感じた。

5 民間団体の役割

韓国では、民間の団体が外国人の権利保護に重要な役割を果たしている。中でも、ドンチョン・ファウンデーション(Dongcheon Foundation、以下「DCF」という。)は、2009年に法律事務所が設立した組織であり、外国人をはじめとした社会的弱者に対する法的支援の仕組みを提供している。

DCFでは、通訳人に対し、刑事事件、民事事件、行政事件、家事事件に分けて研修プログラムを提供している。弁護士を対象とした研修プログラムもある。

DCFで教育を受けた通訳人らは、弁護士と協力し、移住外国人や難民の法的手続のサポートを行い、法廷通訳人としても活躍している。

こういった組織で研修等を受けた通訳人は意識も高く、必然的に通訳人としての実力も向上していくという。民間団体との協力は、日本においても、今後、法廷通訳制度をより充実させていくためにとても有益であると感じた。

6 総括

韓国においても、司法通訳に関する資格を定めるなどの制度が数年のうちに成立するという段階には至っていない。

しかし、上述の例規は2004年の制定後、既に3回改正され、内容も改正ごとに充実している。日本においても、通訳人の身分保障のための報酬制度や、通訳の正確性を担保するための録音制度などは、大いに参考したい。

また、日本の状況と最も大きく異なると感じたのは、韓国では、大法院の法院行政処が、改善が必要という意識を明確に有しており、研究者や弁護士らに積極的に働きかけをするよう要請しているという点である。

日本においても、裁判所をはじめ関係各所と問題意識を共有し、より充実した制度のために協力して検討していく姿勢が必要であると強く感じた。